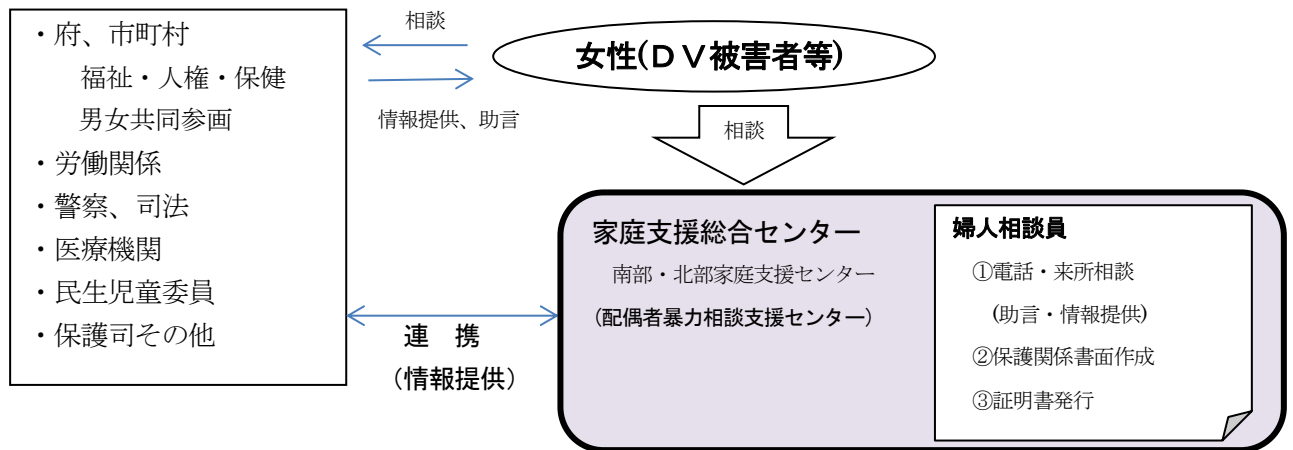


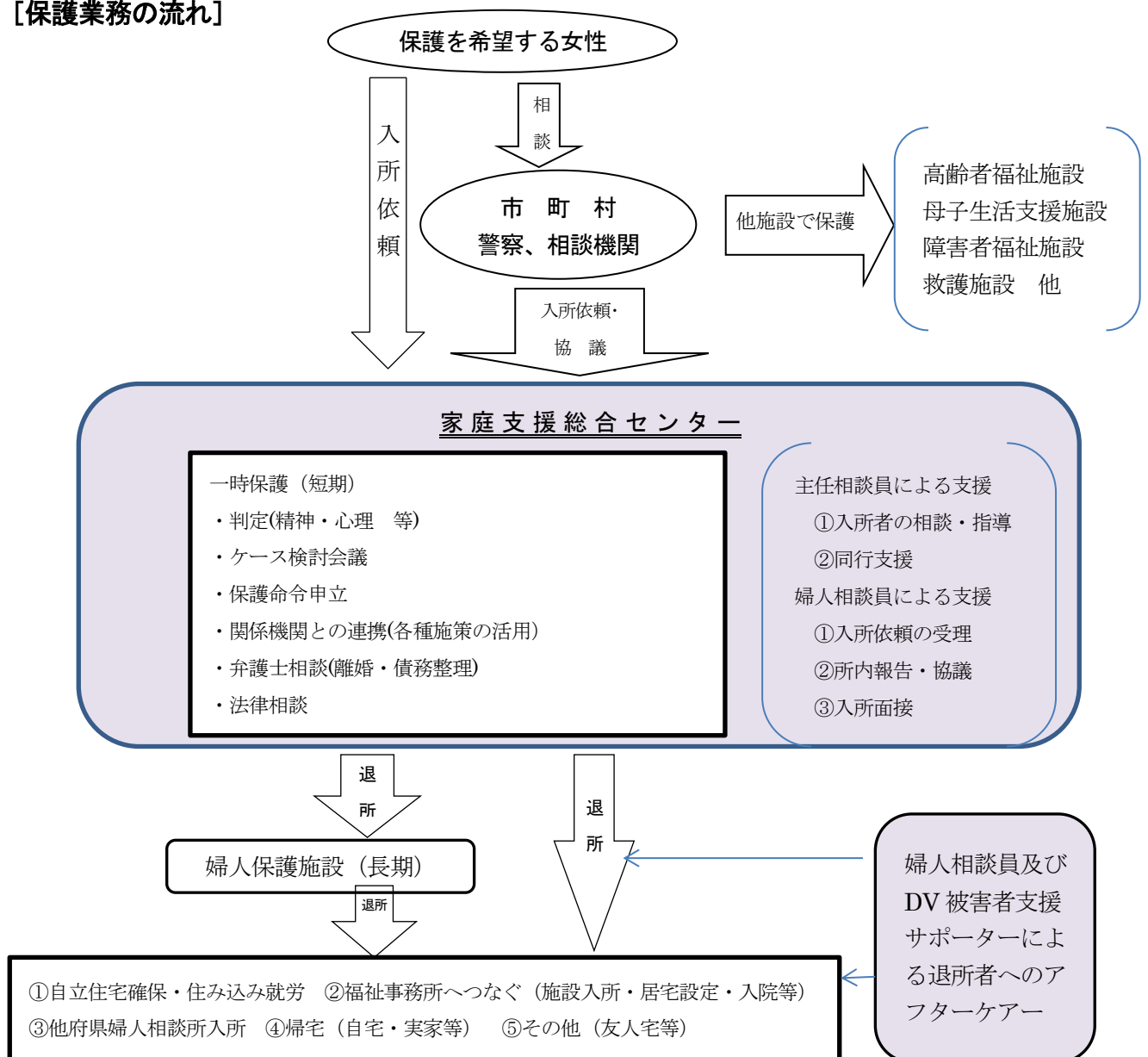
# 第4部 女性相談の業務

## 1 相談・保護業務概略図

### [相談業務の流れ]



### [保護業務の流れ]



## 2 婦人保護事業の対象者

(「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の施行に対応した婦人保護事業の実施について」 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

婦人保護事業が対象者とする女子は次のとおりである。

- ア 売春経歴を有する者で、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者
- イ 売春経歴は有しないが、その者の生活歴、性向又は生活環境等から判断して現に売春を行うおそれがあると認められる者
- ウ 配偶者（事実婚を含む。）からの暴力を受けた者（配偶者からの暴力を受けた後婚姻を解消した者であって、当該配偶者であった者から引き続き生命又は身体に危害を受けるおそれがあるものを含み、身体的暴力を受けた者に限らず、心身に有害な影響を及ぼす言動を受けた者を含む。）
- エ 家庭関係の破綻、生活の困窮等正常な社会生活を営むうえで困難な問題を有しており、かつ、その問題を解決すべき機関が他にないために、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者（居所がない者、恋人からの暴力被害女性等）

## 3 広報・啓発・研修

センター機能の周知を図るとともに、DV（ドメスティック・バイオレンス）被害者の相談を直接うける市町村の職員の研修を実施することによりDV防止の広報や啓発に努めている。

- センター通信等の発行、リーフレット等の配布
- DV被害者支援研修会の開催（再掲）

内 容	日時・場所
京都府家庭支援総合センター女性グループの業務について 入所を必要としたケースの自立支援、地域支援とDV相談機能の活用について（モデルケースによる事例検討）  家庭支援総合センター職員 説明	平成28年5月24日 家庭支援総合センター
DV被害者支援の取組み  長岡京市女性交流支援センター 男女共同参画主任アドバイザー 廣瀬 幸子 氏	平成28年9月13日 平成28年10月4日

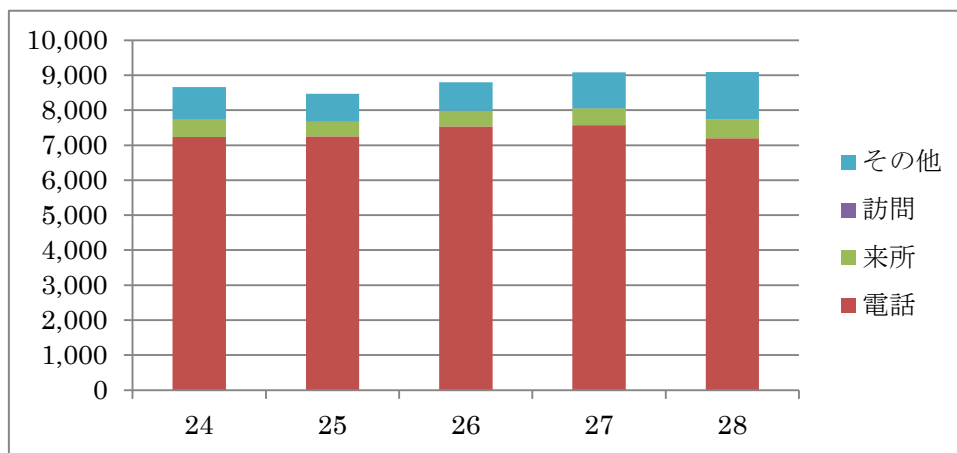
講演会・講習会への出講、機関会議への出席

## 4 業務実績

### (1) 相談の状況

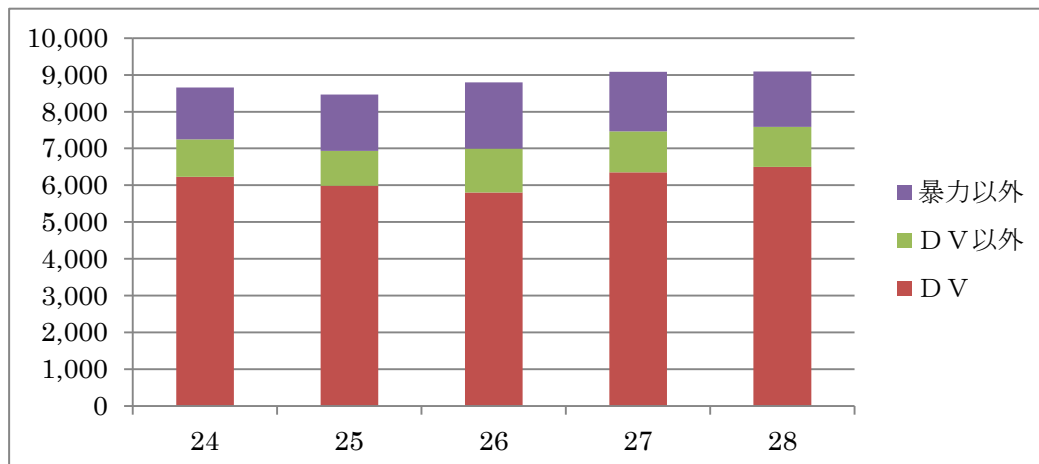
#### ア 相談形態別状況

年度	電話	来所	訪問	その他	計
24	7,238	478	8	934	8,658
25	7,256	423	1	787	8,467
26	7,538	446	2	815	8,801
27	7,569	488	5	1,022	9,084
28	7,195	531	9	1,360	9,095



#### イ DV相談の状況

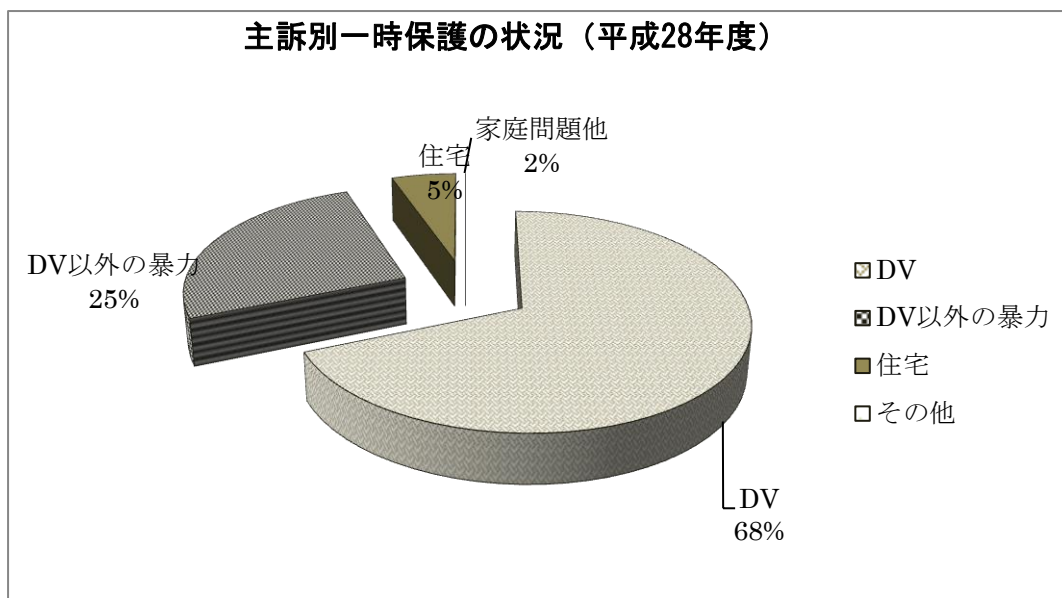
年度	DV	DV以外の暴力	暴力以外	計
24	6,229	1,015	1,414	8,658
25	5,983	948	1,536	8,467
26	5,802	1,192	1,807	8,801
27	6,354	1,114	1,616	9,084
28	6,503	1,081	1,511	9,095



## (2) 保護の状況

### ア 主訴別一時保護の状況

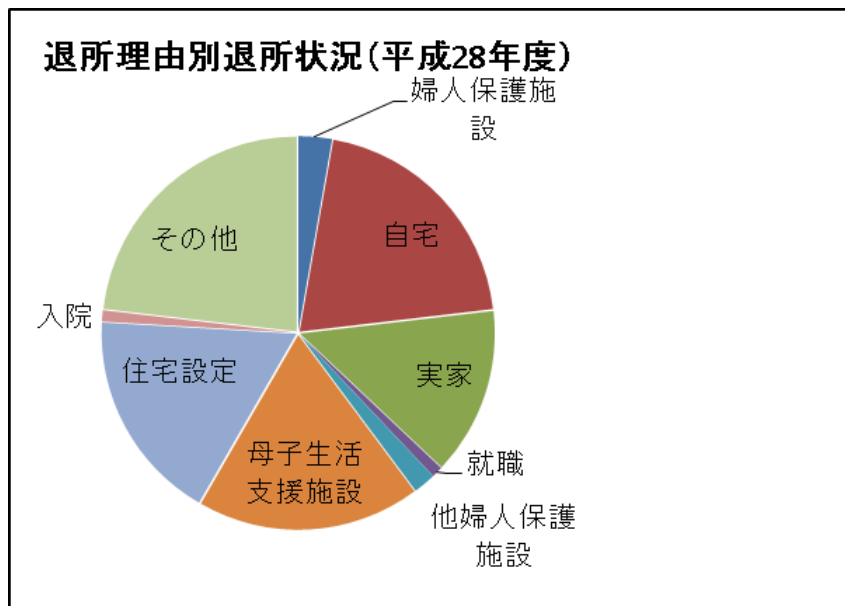
年度	DV	DV以外の暴力	家出放浪	住宅	経済サラ金	家庭問題	その他	計
24	86	25	1	17	-	-	-	130
25	94	13	-	12	-	-	2	121
26	107	37	-	13	-	1	-	158
27	110	27	-	9	-	2	-	148
28	77	29	-	6	1	1	-	114



イ 退所理由別退所状況

年 度	婦人保護施設入所	帰宅		就職(注)	他府県婦人相談所	福祉事務所の支援	母子生活支援	住宅設定	入院	その他	無断退所	その他	計	
		自宅	実家											
24	1	36	27	15	17	-	37	20	10	3	4	3	22	122
25	1	52	22	30	21	2	39	24	7	1	7	1	2	118
26	3	56	26	30	20	-	49	22	22	2	5	2	23	153
27	1	60	28	32	9	-	44	24	13	1	6	-	25	139
28	3	37	22	15	1	2	49	20	19	1	9	0	16	108

(注) 就職には、住み込み就職の他、自力での住宅確保を含む。



## 第5部 障害者相談の業務

### 1 相談業務の内容

#### (1) 相談の種類

##### ア 身体障害者、知的障害者に関する専門的な支援（相談・判定）

身体障害者、知的障害者や家族、市町村、障害福祉サービス事業所等の求めに応じて、身体障害者、知的障害者に対する専門的な知識及び技術を必要とする支援を、来所、巡回、訪問等により実施

- ・補装具費の申請に関する支援

補装具費の交付・修理の要否、処方及び適合判定

- ・補装具費交付後の使用状況確認・訓練等に関する支援

(補装具フォローアップ事業)

- ・自立支援医療に関する支援

身体障害者に対する自立支援医療（更生医療）の要否等について、文書による判定を実施。じん臓機能障害と心臓機能障害については、それぞれ専門医による審査を経て判定

- ・療育手帳判定及び発行

- ・施設利用や障害福祉サービス利用、生活上の悩みや心配事等に関する相談

(施設利用相談・個別支援相談)

- ・特別支援学校高等部卒業予定者の進路に関する相談（地域生活相談）

- ・視覚障害に関する相談

失明や視力が低下した府民等に対して、日常生活上の悩みや福祉用具、福祉制度などについての相談会を、関係機関・団体の協力のもとに実施

##### イ その他の専門的な支援

- (ア) 市町村や障害福祉サービス事業関係職員の資質向上を図るため、研修等を実施  
身体・知的障害に関すること、補装具及び補装具判定に関すること、医療的ケアに関すること等

- (イ) 補装具の処方及び適合判定に関する業務を適正に実施するため、補装具製作者等を指導

- (ウ) 市町村等が業務を円滑に実施するための、必要な情報の収集及び提供を実施

- (エ) 地域リハビリテーションの推進のため、関係機関の実施する高次脳機能障害に係るカンファレンスに参加するなど、関係機関と連携

- (オ) 相談支援事業者及び総合相談支援センターに配置されている専門職員への支援及び連携

## (2) 相談の方法

### ア 身体障害関係

#### (ア) 来所及び巡回等による相談

##### ・来所相談（予約制）

科 目	実施曜日	受付時間	実施場所
整形外科(肢体不自由)	毎週水曜	午後2時～4時	城陽相談室

診察を伴わない補装具利用に関する相談も随時実施（予約制）

\*場所：城陽相談室（旧身体障害者更生相談所）

##### ・巡回相談

肢体不自由及び聴覚障害に関する相談（予約制）

科 目	開 催 市 町 村 ・ 回 数
整形外科（肢体不自由）	年度当初に決定
耳鼻咽喉科（聴覚障害）	同上

##### ・在宅重度身体障害者訪問診査

来所及び巡回相談に参加することが困難な在宅の重度身体障害者に対して、医師等を派遣して診査及び相談を行う訪問診査を実施

#### (イ) 視覚障害に関する相談会（視覚相談会）

（福）京都ライトハウス及び（福）京都視覚障害者支援センター等関係機関・団体の協力のもとに、毎年度6市町で6回実施

### イ 知的障害関係

#### (ア) 療育手帳判定、地域生活相談、個別支援相談等（予約制）

来所及び巡回による相談を実施（主に中丹以北の相談は巡回）

施設入所者等についても訪問を実施

##### ・療育手帳の判定及び交付

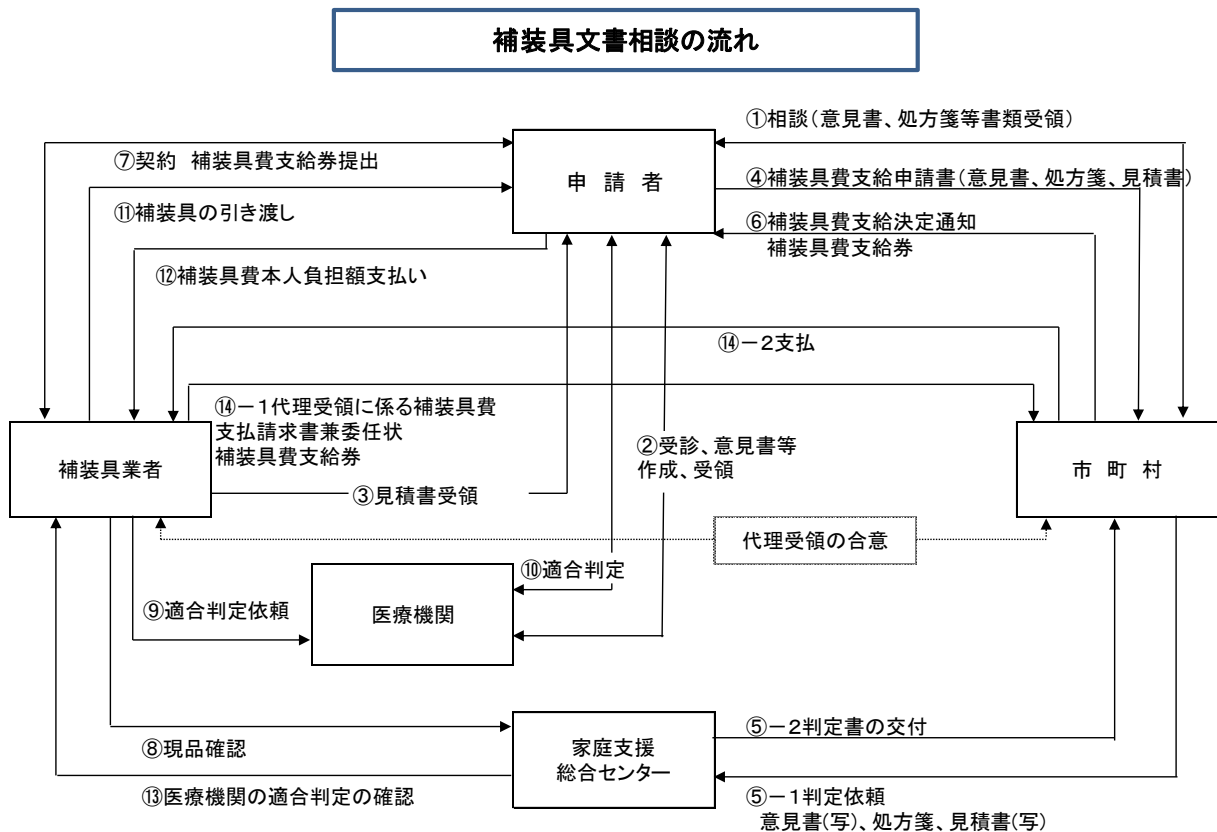
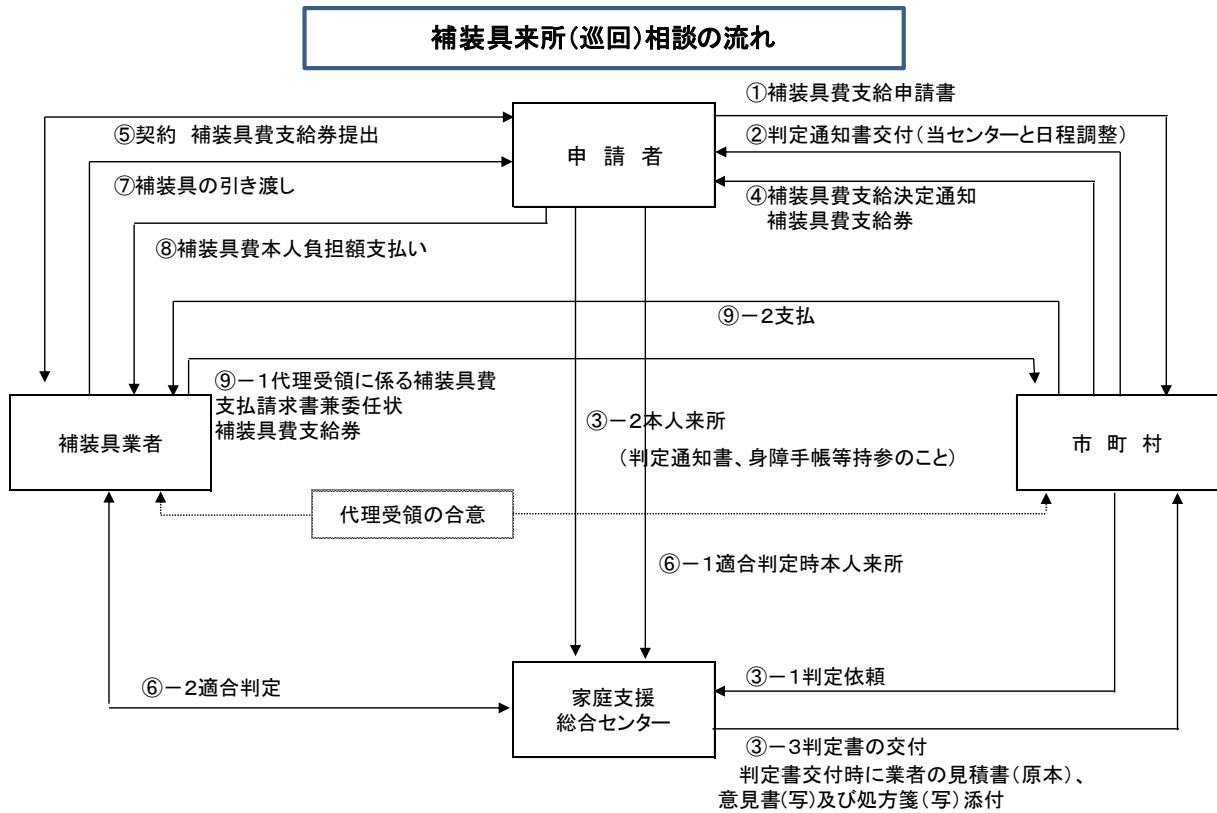
判 定	18歳以上の者	総合センターが全府域分を実施
	18歳未満の者	各センターが児童相談部門所管に応じ実施
交 付	総合センターが全府域分を実施	

#### (イ) ケース会議

相談・判定を実施したケースのうち総合的に検討が必要とされるものについてケース会議を開催し、支援の方向性を検討。会議には市町村、障害者生活支援センター、特別支援学校、施設等関係機関が出席し、相互の情報、意見交換を行い一人ひとりにあった適切な支援が行えるよう検討（巡回による会議開催も有）

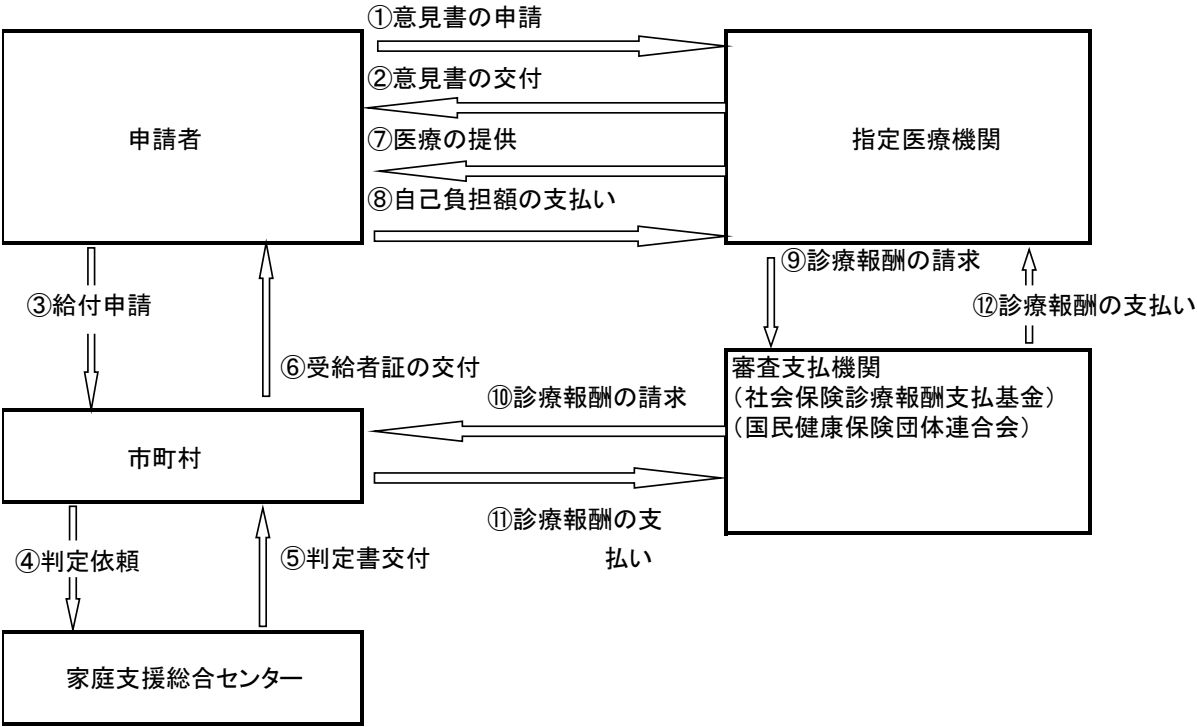
相談・判定を実施していない場合でも、市町村等関係機関主催のケース会議に必要な応じて出席し、専門的立場からの助言を実施

### (3) 身体障害者相談・支援の概念図

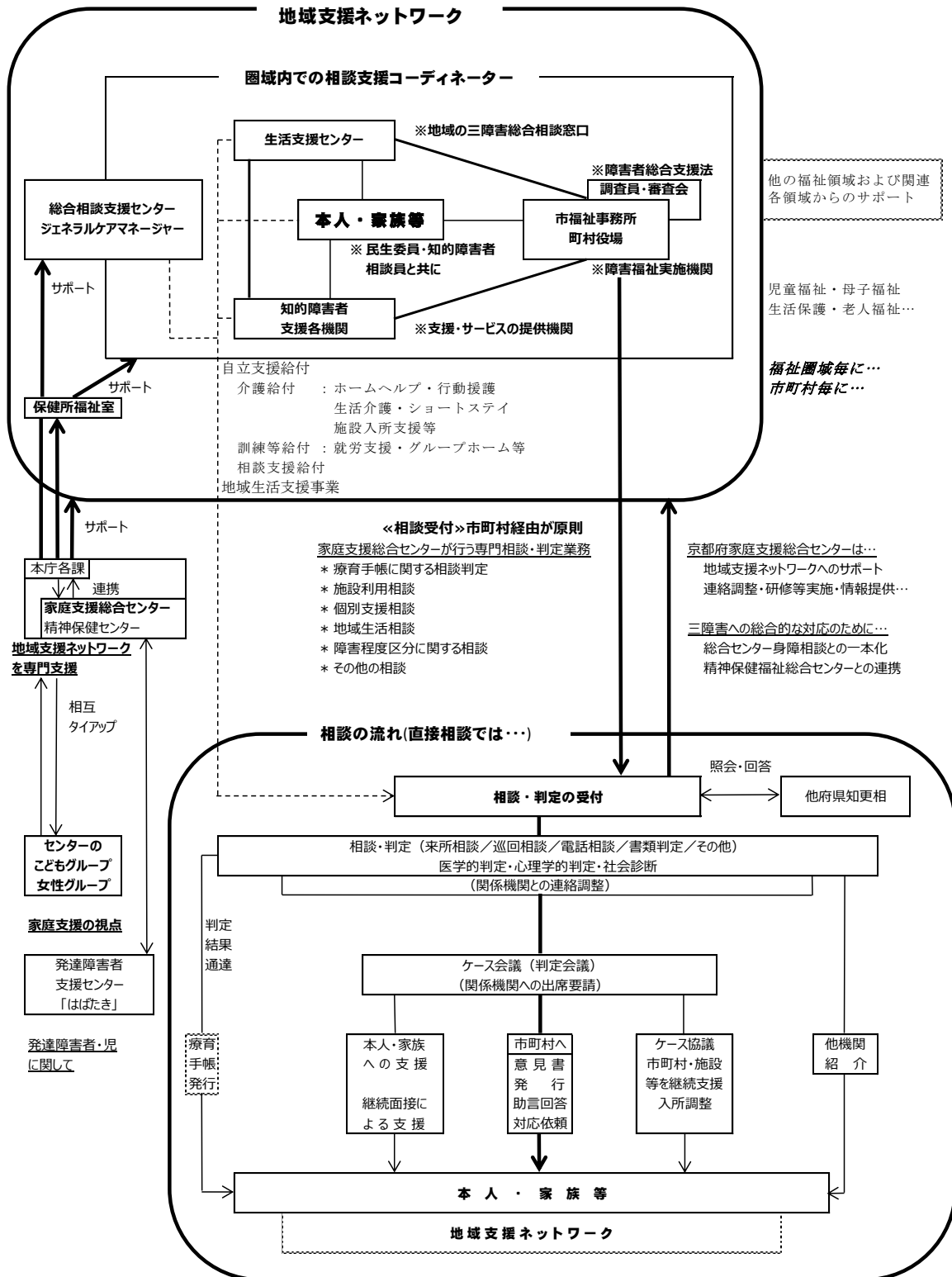




## 自立支援医療(更生医療)の流れ



(4) 知的障害者相談・支援の概念図



【参考資料】 療育手帳判定区分と再判定期間（18歳以上の場合）

療育手帳の判定については、従来から知的能力に社会生活能力を加味して総合判定しています。  
18歳以上の知的障害者に対する判定方法や判定基準のガイドラインは下記のとおりです。  
(平成24年度に一部改訂)

〔判定の方法と、判定区分〕

標準化された知能検査・発達検査を実施し、社会生活能力について聞き取った上で、手帳の新規申請の場合は原則として精神科医による診断を行い、これらの結果から評価することを目安とします。発症時期が18歳未満であることが必須条件となります。その上で、個別的勘案事項（身体障害や行動障害など）の有無及び程度や、次回判定年月などを検討し、総合判定を行います。

社会生活能力は、身辺自立・移動・意思交換・生活文化・家事職業の5つの領域について調査し、社会生活能力の程度を、最重度～軽度の4段階で評価します。

		社会生活能力の評価				知的障害程度の区分		
		最重度	重 度	中 度	軽 度	手帳判定区分	障害程度	
知 能 指 数	IQ20以下	A1	A1	A3※	評価せず	A	A1・A2	最重度
	IQ21～35	A3※	A3※	A3	B1		A3・A4	重 度
	IQ36～50	A3	B1	B1	B1	B	B1	中 度
	IQ51～75	B1	B1	B2	B2		B2	軽 度

注：「評価せず」について…知的障害の特性に鑑み、IQ20以下で社会生活能力が軽度となるような場合はあり得ないとの観点から、この区分については評価対象としません。

身体障害者手帳1～3級所持者について、上表の太線で囲った領域に判定された場合、身体障害の程度を勘案し、下表に従って障害程度を1ランク上位に評価します（合致しない場合は、上表に従って判定します）。

上表の判定区分	身障手帳所持判定区分	障害程度
A3※	A2	最重度
B1	A4	重 度

〔再判定期間〕

手帳判定区分に応じて、次回判定までの期間を下表のとおりとします。

障害程度	最重度	重度1	重度2	中度・軽度
手帳区分	A1・A2	A3※	A3・A4	B1・B2
基本となる期間	設定せず	設定せず	10年	10年
配慮等を要する場合	期間をケースに応じて任意に設定（1～10年の範囲）			

注：重度1に該当するものを上表でA3※と表記しています。

- ・上記判定はあくまでも目安であり、個々の障害に応じて判定します。
- ・50歳を超えた者については、障害程度にかかわらず、原則として次回の再判定を設定しません。
- ・知能検査、発達検査の結果の表記については、知能指数（IQ）又は発達指数（DQ）を使用しています。

## 【参考資料】米国知的・発達障害協会（AAIDD）の考え方

米国知的・発達障害協会（American Association on Intellectual and Developmental Disabilities, AAIDD）は2007年にアメリカ精神遅滞学会（AAMR, 1876）から改名されました。AAIDDは、創設期より「知的障害」の理解・定義・分類について、今日まで継続して取り組んでいます。この定義は、国際的に信頼を得ているもので、当初の「病因論」に基づく分類システムから、今日では大きな概念的な変遷を遂げています。

2012年の「知的障害 定義、分類および支援体系」第11版は、精神遅滞を知的障害の用語に置き換えた他は、2002年の「第10版」の定義をそのまま踏襲しています。

### 知的障害の定義

知的障害は、知的機能と適応行動（概念的、社会的および実用的な適応スキルによって表される）の双方の明らかな制約によって特徴づけられる能力障害である。この能力障害は、18歳までに生じる。この定義を適用するには以下の5つを前提とする。

- 1 今ある機能の制約は、その人と同年齢の仲間や文化に典型的な地域社会の状況の中で考慮されなければならない。
- 2 アセスメントが妥当であるためには、コミュニケーション、感覚、運動および行動要因の差はもちろんのこと、文化的、言語的な多様性を考慮しなければならない。
- 3 個人の中には、制約と強さが共存していることが多い。
- 4 制約を記述する重要な目的は、必要とされる支援のプロフィールを作り出すことである。
- 5 長期にわたる適切な個別支援によって、知的障害がある人の生活機能は全般的に改善するであろう。

知的障害とは現状の機能が実質的に制約されていることを指し、以下のような特徴をもつものをいいます。

- I 知的機能における明らかな制約がある  
→ 使用した特定の知能検査の標準測定誤差と検査の長所および制約を考慮して、平均より約2標準偏差以上低いIQ得点
- II 適応行動における明らかな制約がある  
→ 概念的、社会的および実用的適応行動の3つの型のうちのひとつ、または概念的、社会的および実用的スキルの標準化した尺度による総合得点で、平均より少なくとも2標準偏差より低い
- III 18歳までの発現年齢であること

「知的障害 定義、分類および支援体系」 第11版 AAIDD 邦訳  
(2012. 6 日本発達障害福祉連盟発行) より

## 2 業務の実績

### <身体障害者への相談等>

#### (1) 取扱人員

(単位：人)

		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	28年度 構成比
取扱人員		4,158	4,232	4,143	3,866	4,124	100
方法	来 所	679	620	737	604	698	16.9
	巡 回	423	433	366	354	438	10.6
	文 書	3,056	3,179	3,040	2,908	2,988	72.5
障害	視 覚	71	93	35	57	85	2.1
	聴覚平衡	480	511	462	291	407	9.9
	音声言語等	18	11	7	7	6	0.1
	肢体不自由	2,087	2,114	2,149	2,062	2,075	50.3
	内部障害	1,502	1,503	1,490	1,449	1,551	37.6

#### (2) 相 談

(単位：件)

		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	構成比
相談件数		4,253	4,259	4,204	4,006	4,224	100
内容	障害者手帳	0	0	0	0	0	0
	自立支援医療	2,199	2,279	2,146	2,129	2,272	53.8
	補装具	2,054	1,980	2,058	1,877	1,982	46.9
	その他	0	0	0	0	0	0

### (3) 判 定

		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	構成比
判定書交付件数		3,056	3,179	3,040	2,908	3,189	100
補装具	義肢	94	77	59	72	54	1.7
	装具	219	243	276	232	257	8.1
	補聴器	345	353	314	266	356	11.2
	車いす等	147	177	201	152	200	6.3
	その他	52	50	44	57	50	1.6
	計	857	900	894	779	917	
更生医療	肢体不自由	679	764	648	672	714	22.4
	心臓等	1,381	1,377	1,360	1,303	1,344	42.1
	じん臓	105	98	109	128	194	6.1
	肝臓	16	28	21	18	13	0.4
	その他	18	12	8	8	7	0.2
	計	2199	2279	2146	2129	2272	
施設入所		0	0	0	0	0	0

(注)「心臓等」には、免疫障害を含む(以下同じ)

### (4) 身体障害者巡回相談

肢体不自由及び聴覚障害に関する相談

科 目	開 催 市 町 村 ・ 回 数
整形外科(肢体不自由)	11市町 ・ 35回
耳鼻咽喉科(聴覚障害)	8市町 ・ 8回

## (5) 視覚相談会

	開催市町村・回数
相談会	6市町 ・ 6回
講演会（相談会と併催）	2市町 ・ 2回

## (6) 在宅重度身体障害者訪問診査

対象者：19人（27年度 38人）

## (7) 補装具フォローアップ事業

対象者：12人（27年度 16人）

## (8) 研修会等の開催

### ア 医療的ケアを必要とする障害者への支援に関する研修会

たん吸引等の医療的ケアを要する重度障害者が利用する施設等に勤務する職員を対象に、姿勢管理や呼吸管理の難しい重症心身障害児（者）を理解し、より支援の現場で役立ててもらうことを目的として開催（協力：国立病院機構南京都病院）

年月日	内容	場所	参加者数
平成28年 11月18日（金）	「医療的ケア」を必要とする障害者が安楽な呼吸をするために～特にポジショニングの必要性について（講演と実践）	家庭支援総合センター	27人

### イ 医療的ケアに従事する看護職員実地研修

たん吸引等の医療的ケアを要する重度障害者が利用する施設等に勤務する看護職員等を対象に、その障害特性や医療的ケアについての理解と看護技術の向上を目的として開催（協力：国立病院機構南京都病院）

年月日	内容	場所	参加者数
平成29年 1月30日（月） ～31日（火）	見学実習と臨床講義 （経腸栄養、人工呼吸器、障害者医療等）	南京都病院	12人
平成29年 2月8日（水） ～10日（金）	重症心身障害児者病棟での実習 （呼吸管理、感染管理、日常生活援助、入浴介助、療育等）		

## ウ 市町村新任障害福祉担当者研修会

障害者福祉の業務に携わって1年目の職員を対象に、基礎的な知識の獲得を目的として開催

年 月 日	内 容	場 所	参加者数
平成28年 6月10日(金)	身体障害者手帳、療育手帳、補装具、自立支援医療(更生医療)の各制度説明等	家庭支援総合センター	36人

## エ 市町村障害福祉現任職員研修会

障害者福祉の業務に携わって2年目以降の職員を対象に、現場で直面する様々な課題に的確に対応できる能力の醸成を目的として開催

年 月 日	内 容	場 所	参加者数
第一回 平成28年 9月30日(金)	①義肢・装具及び補装具費の価格計算について ②視覚障害者の支援について ③更生医療について	家庭支援総合センター	8人
第二回 平成28年 10月27日(木)	療育手帳業務について ・精神科医から見た知的障害相談について ・申請時の対応について ・障害者雇用に向けた京都府の取り組み		26人
第三回 平成28年 11月25日(金)	①補聴器について ②車椅子・電動車椅子について ③座位保持装置・重度障害者用意志伝達装置について ④補装具費支給事務の混乱しやすいポイント ⑤グループディスカッション～電動車椅子について		13人

※第一・三回は身体障害、第二回は知的障害に関する内容で実施



## 〈知的障害者への相談等〉

### (1) 相談判定取扱状況の推移

年度	実施区分	取扱い 実人数 (人)	相談内容								判定内容				判定書等交付件数			
			施設	職親 委託	職業	医療 保健	生活	教育	療育 手帳	その他	計	医学 判定	心理 判定	その他 の判定	計	障害程 度区分	療育 手帳	その他
24	来所	884	97	0	37	147	182	0	392	244	1099	192	318	664	0	318	483	801
	巡回	174	36	0	38	0	108	72	254	330	38	146	146	0	107	39	146	
	計	1058	133	0	37	185	182	0	500	316	1353	230	464	810	0	425	522	947
25	来所	884	113	0	27	172	156	0	414	286	1168	199	331	705	0	334	459	793
	巡回	183	42	0	46	0	109	74	271	46	153	153	155	0	109	45	154	
	計	1067	155	0	27	218	156	0	523	360	1439	245	484	860	0	443	504	947
26	来所	879	89	0	31	140	160	0	381	308	1109	168	305	686	0	318	467	785
	巡回	215	37	0	47	0	123	92	299	47	166	170	170	0	123	46	169	
	計	1094	126	0	31	187	160	0	504	400	1408	215	471	856	0	441	513	954
27	来所	926	175	0	21	221	128	0	379	417	1341	241	432	775	0	326	511	837
	巡回	225	59	0	60	1	126	98	344	60	190	194	194	0	126	66	192	
	計	1151	234	0	21	281	129	0	505	515	1685	301	622	969	0	452	577	1029
28	来所	885	109	0	27	157	106	0	434	318	1151	178	408	694	0	368	346	714
	巡回	225	28	0	30	0	168	57	283	30	197	198	198	0	168	30	198	
	計	1110	137	0	27	187	106	0	602	375	1434	208	605	892	0	536	376	912

(2) 実施機関別相談内容内訳

		取扱い 実人数	相談内容							計
			施設	職業	医療 保健	生活	療育 手帳	その他		
								支援 方針	その 他	
市 部	福知山市	82	4	1	4	2	60	13	6	90
	舞鶴市	92	6	3	7	9	48	18	14	105
	綾部市	39	3		3		28	10	1	45
	宇治市	191	25	5	39	17	105	59	5	255
	宮津市	24	4		4	3	11	10		32
	亀岡市	68	10	5	13	7	34	21	1	91
	城陽市	43	5	1	7	4	24	11	3	55
	向日市	57	9	2	15	3	29	19	4	81
	長岡京市	101	18	2	22	15	45	36	3	141
	八幡市	74	12		18	6	42	26		104
	京田辺市	69	9	1	12	11	35	20	2	90
	京丹後市	59	8		9	4	30	23	2	76
	南丹市	29	4	2	5	3	18	6		38
	木津川市	51	6	1	11	6	28	14	2	68
	小計	979	123	23	169	90	537	286	43	1,271
保 健 所 管 内 町 村	乙訓保健所	9	1		1		6	2	1	11
	山城北保健所	35	3	1	5	5	20	9		43
	山城南保健所	32	5		6	5	16	10	1	43
	南丹保健所	18		2	2	2	7	6	1	20
	中丹西保健所									0
	中丹東保健所									0
	丹後保健所	37	4	1	4	4	16	16		45
	小計	131	13	4	18	16	65	43	3	162
その他										
合計		1,110	136	27	187	106	602	329	46	1,433

(3) 療育手帳相談判定

(単位:件)

区分 年度	来所			巡回			書類判定			合計
	新規	再	小計	新規	再	小計	新規	再	小計	
24	36	177	213 (50.5%)	19	88	107 (25.3%)	27	75	102 (24.2%)	422
25	54	161	215 (48.9%)	23	85	108 (24.5%)	33	84	117 (26.6%)	440
26	47	161	208 (46.6%)	29	95	124 (27.8%)	48	66	114 (25.6%)	446
27	41	213	254 (56.2%)	23	103	126 (27.9%)	36	36	72 (15.9%)	452
28	53	245	299 (55.3%)	23%	145	168 (31.1%)	41	32	73 (13.9%)	540

<参考：療育手帳所持者数の推移>

(単位：人)

年度	総数	18才未満	18才未満 内訳				18才以上	18才以上 内訳					
			0～5	6～11	12～14	15～17		18～30	31～40	41～50	51～60	61～69	70～
24	9,667	1,940	231	771	424	514	7,727	2,529	1,926	1,368	809	593	502
		%	11.9	39.7	21.9	26.5	%	32.7	24.9	17.7	10.5	7.7	6.5
25	9,945	1,991	248	762	448	533	7,954	2,580	1,912	1,496	825	621	520
		%	12.5	38.3	22.5	26.8	%	32.4	24.0	18.8	10.4	7.8	6.5
26	10,280	2,082	288	759	488	547	8,198	2,664	1,869	1,649	821	640	555
		%	13.8	36.5	23.4	26.3	%	32.5	22.8	20.1	10.0	7.8	6.8
27	10,573	2,129	306	769	492	562	8,444	2,719	1,906	1,729	865	653	572
		%	14.4	36.1	23.1	26.4	%	32.2	22.6	20.5	10.2	7.7	6.8
28	10,881	2,219	296	817	506	600	8,662	2,772	1,901	1,821	908	666	594
		%	13.3	36.8	22.8	27.0	%	32.0	21.9	21.0	10.5	7.7	6.9

#### (4) 地域生活相談実施状況

(単位：人)

学校名	高等部卒業生数	相談判定件数	相談・判定後の進路内訳							相談・判定を実施していない者の進路内訳				
			通所施設		入所施設		就職	進学	在宅待機 家業 その他	通所施設	入所施設	就職	進学	在宅待機 家業 その他
			認可	無認可	成人	児童延長								
与謝の海	15	15	13	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
舞鶴	22	8	0	0	0	2	7	1	0	9	2	3	0	0
中丹	18	8	1	0	1	0	4	2	3	10	0	0	0	0
丹波	27	13	8	0	0	0	5	0	0	11	0	3	0	0
宇治	44	22	4	0	0	0	18	0	0	17	0	4	1	0
向日が丘	28	26	18	0	0	0	3	3	2	1	0	1	0	0
八幡	20	16	6	0	0	0	10	0	0	0	0	3	1	0
城陽	17	15	0	0	0	0	13	2	0	0	0	2	0	0
南山城	23	9	5	0	0	0	2	1	1	14	0	0	0	0
教育大付属	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
盲	6	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	3	0	1
聾	9	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	4	1
合計	231	136	57	0	1	2	65	10	3	64	2	20	6	2
比率		100%	41.9%	0.0%	0.7%	1.5%	47.8%	7.4%	2.2%					

(注) 「その他の施設」については、身体障害者福祉法、職業能力開発促進法による施設を含む。「進学」については、障害者高等技術専門校への進学を含む。(下表において同じ。)

特別支援学校	高等部 卒業者 数	相談判定 件数	相談・判定後の進路内訳								
			通所施設		入所施設		その他施設		就職	進学	在宅 待機 家業 その他
			認可	無認可	成人	児童延長	通所	入所			
平成24年度	203	143	95	0	2	2	0	0	28	10	6
平成25年度	214	168	97	0	6	1	0	1	44	14	5
平成26年度	217	163	89	0	10	3	0	0	47	8	6
平成27年度	220	169	105	0	1	3	0	0	46	9	5
平成28年度	231	136	57	0	1	2	0	0	65	10	3

### (5) 個別支援相談

障害者福祉サービスの利用や就労、地域生活等に関して、課題を抱えている本人や家族、関係機関等からの依頼を受けて、心理判定を行い、今後の支援のあり方について相談を行う。

・個別支援対象者 … 2 件 (27年度 8件)

### (6) 相談対応としてのケース会議の実施状況

特別支援学校卒業予定者についての地域生活相談（進路相談）や個別支援相談について、関係機関によるケース会議を開催する。

・進路相談、個別支援相談に係るケース会議

… 164 件 (27年度 122件)

### (7) 市町村・関係機関とのネットワーク等

#### 地域生活相談（特別支援学校卒業予定者の進路相談）担当会議の開催

年 月 日	内 容	場 所	参加者数
平成28年 2月21日（火）	地域生活相談に関する会議	家庭支援総合センター	29人

### (8) 研修会等の開催

市町村障害福祉現任職員研修

※身体障害者への相談「(8) 研修会等の開催 工」を参照

## 第6部 ひきこもり相談の業務

### 1 業務内容

ひきこもりの問題は、ひきこもっている本人だけでなく、家族をも巻き込んだ家庭問題である。当事者だけで解決することが難しいため、状況を改善していくためには家族全体を支える第三者の存在が重要である。当センターでは、精神保健福祉士や臨床心理士等の専門スタッフによる家族や本人からの相談対応及び相談支援従事者に対する研修会等を実施している。

#### (1) 電話相談・面接相談・家庭訪問等

ひきこもり相談専用電話にてひきこもりの問題を抱える家族や本人の電話相談を実施している。精神保健福祉士や臨床心理士等の専門スタッフが相談に対応し、必要に応じて、下記会場にて面接相談を行っている（面接相談は予約制）。

またひきこもりの長期化や深刻化を未然に防止するため、専門スタッフが「チーム絆」として家庭訪問や関係機関への同行支援等を行っている。

併せて、相談内容に応じて、府内で活動している民間支援団体（相談・訪問、居場所の提供、学習支援等）や就労支援に関する情報提供を行っている。

<面接相談会場>

南部 京都府家庭支援総合センター（平日）

北部 京都府福知山総合庁舎（原則、第1・3水曜日）

#### (2) 家族教室の開催（開催状況は別表）

ひきこもり当事者の家族が、ひきこもりを理解し、適切な対応方法を学び、また、同じ悩みを抱える家族が交流できる場を持つことを目的に、家族のための教室を北部（京都府福知山総合庁舎）及び南部（京都府家庭支援総合センター）で開催している。

#### (3) 研修会の開催（再掲）

ひきこもり相談支援に従事する市町村、NPO等関係団体の職員に対する研修会を北部（福知山市）及び南部（京都市）地域で開催している。

開催日	内容	場所	参加者数
平成29年 2月24日(火)	講演（ひきこもり青年を抱える家族への支援）・事例紹介・家族会の活動紹介	家庭支援総合センター	57人

#### (4) チーム絆 地域チームとの連携

「チーム絆」については、当センターの取組みとともに、青少年課がNPO等民間支援団体（4団体）に委託している「地域チーム」が地域での相談に応じている。

なお、当センター、地域チーム等で相談支援状況の報告・共有やケースカンファレンス、ケーススタディ等を定例で行っている。

<地域チームの4団体（平成28年度）>

京都市・乙訓 地域チーム	NPO法人若者と家族のライフプランを考える会
山城 地域チーム	ほっこりスペース あい
南丹 地域チーム	京都府教育委員会認定フリースクール アウラ学びの森知誠館
中丹・丹後地域チーム	NPO法人ニュートラル

## 2 業務実績

### (1) 相談の状況

#### ア 電話相談件数推移 (件)

年度	合 計	地 域			
		南部	北部	京都市	府外・不明
24	796	234	70	417	75
25	811	250	40	472	49
26	599	210	44	288	57
27	445	193	24	139	89
28	433	202	24	153	54

#### イ 面接相談件数推移 (件)

年度	合 計	地 域			
		南部	北部	京都市	府外・不明
24	884	375	97	412	0
25	969	510	111	348	0
26	1005	546	73	386	0
27	889	496	57	323	13
28	796	419	63	307	7

#### ウ 訪問支援件数推移 (件)

年度	合 計	家庭訪問	出張面接	関係機関への訪問
24	138	15	66	57
25	135	8	81	46
26	137	15	79	43
27	68	2	40	26
28	80	4	51	25

エ 新規相談ケース

(件)

年度	合 計	地 域			
		南部	北部	京都市	府外・不明
24	92	43	7	42	0
25	101	55	7	39	0
26	75	36	4	35	0
27	62	38	5	23	2
28	60	29	2	29	0

オ 面接相談(実件数) (件)

年度	合 計
24	153
25	222
26	186
27	162
28	151

(2) ひきこもりを支える家族教室の開催状況

平成29年3月末

		参加延数		参加家族実数
		家族数	人数	
北部 ： 福知山総合庁舎	第1回 平成28年5月18日 内容：オリエンテーション、ひきこもりの基礎知識	5	5	
	第2回 平成28年7月20日 内容：本人への接し方について	5	5	
	第3回 平成28年9月21日 内容：社会資源について	5	5	
	第4回 平成28年11月16日 内容：コミュニケーションスキルを学ぶ	4	4	
	第5回 平成29年1月18日 内容：当事者の体験談	4	4	
	第6回 平成29年3月15日 内容：振り返り、まとめ	4	4	
	北部 計	27	27	7
南部 ： 家庭支援総合センター	第1回 平成28年5月17日 内容：オリエンテーション、ひきこもりの基礎知識	11	11	
	第2回 平成28年6月21日 内容：自分を大切にす	12	12	
	第3回 平成28年7月26日 内容：本人の体験談	17	17	
	第4回 平成28年8月23日 内容：本人への接し方	8	8	
	第5回 平成28年9月20日 ※台風接近のため中止	0	0	
	第6回 平成28年10月18日 内容：利用できる社会資源について	10	10	
	第7回 平成28年11月22日 内容：良好なコミュニケーションのための8つのポイント	8	8	
	第8回 平成28年12月20日 内容：事例の紹介	4	4	
	第9回 平成29年1月31日 内容：本人の体験談②	14	16	
	第10回 平成29年2月28日 内容：振り返り、まとめ	7	7	
南部 計	91	93	25	
全体合計		延 118家族 120人 /		実32家族



## 第7部 児童虐待・DV被害者支援の業務

### 1 業務内容

地域生活に不安があると思われる、児童養護施設退所者やDV被害者及びその同伴児童に対して、地域で安定した生活が継続して営めるように関係機関と連携を図りながら横断的、継続的な支援、「寄り添い型家庭支援事業」を実施している。

また、虐待を繰り返してしまう保護者を対象とした再発防止のための教育、支援プログラムを実施するとともに、関係者等を対象とした研修、啓発事業を実施した。

#### (1) 児童養護施設退所児童への支援

##### ア 個別支援

虐待等により児童養護施設入所した者で、就職等により施設を退所した後も、様々な理由で、家庭に戻れずに単身生活を始める者に対して、安定した生活が送れるように個別支援を行った。

・28年度 支援対象者 30名（うち支援者数 30名）

##### イ 居場所の提供

平成27年度から本格的に京都市内の事務所で活動をしている。

委託先：アフターケアの会メヌエット（代表 安保千秋）

事業の周知、退所者の交流等を目的にイベントを実施。

- ・サロンドツキイチ（月に一度、居場所での食事会）開催
- ・平成29年3月19日 アフターケアの会を考える集い（家庭支援総合センター）

シンポジウム「施設や里親家庭などで育った子どもたちのその後

～進学についての課題～」

シンポジウム

参加者 56名

##### ウ ニュースレターの送付等

活動内容の紹介、退所者とのつながりを目的にニュースレターを年4回発行、センターのHPにも掲載を行った。

#### (2) DV被害者等への支援

##### ア DV被害者への支援

一時保護所に入所したDV被害者等で一時保護所を退所後、京都府内に住居を設定した者に対して、関係機関と連携を取り地域での生活が安定、定着できるように支援等を行った。

・28年度 支援者数 24名

##### イ DV被害者の同伴児童への支援

一時保護所に入所したDV被害者等の同伴児童に対して、行動観察等を実施するとともに必要に応じて心理検査等を実施、母親支援を行うとともに必要に応じて退所先の関係機関と連携を取り、退所児童が新しい地域で安定した生活が送れ

るように支援を行った。

- ・28年度 支援者数 65名（乳幼児38名、就学児27名）

### （3）保護者支援

#### ア 虐待を繰り返す（おそれのある）保護者への教育・支援

地域の要対協、各センターで指導中の保護者等を中心に虐待を繰り返さない、よりよい家族関係が築けるよう教育、支援事業を行った。

##### ① MY TREE ペアレンツ・プログラム（虐待をしてしまう保護者の支援プログラム）

	実施日	場所	出席者
事前説明会	平成28年5月26日	家庭支援総合センター	10名
		福知山児童相談所	8名
	平成28年5月27日	中丹西保健所	7名
プログラム実施	平成28年8月23日 ～12月6日	綾部総合庁舎 (セッション13回+ 中間・終了時面接)	7名
	平成29年3月7日	綾部総合庁舎(同窓会)	6名
事業報告会	平成29年2月15日	山城広域振興局	13名
	平成29年2月28日	中丹西保健所	8名

##### ② 寄り添いカウンセリング（虐待をしてしまう保護者対象のカウンセリング）

実施期間	場所	参加者
平成28年4月11日～ 29年3月13日(計16回)	家庭支援総合センター	17名(延べ50名)
平成28年4月7日～ 29年3月16日(計13回)	綾部総合庁舎	8名(延べ38名)

### （4）里親制度の普及啓発、里親支援

里親登録希望者等への研修を実施するとともに、里親委託に関する連絡調整、ホームステイ里親の登録台帳管理を行った。

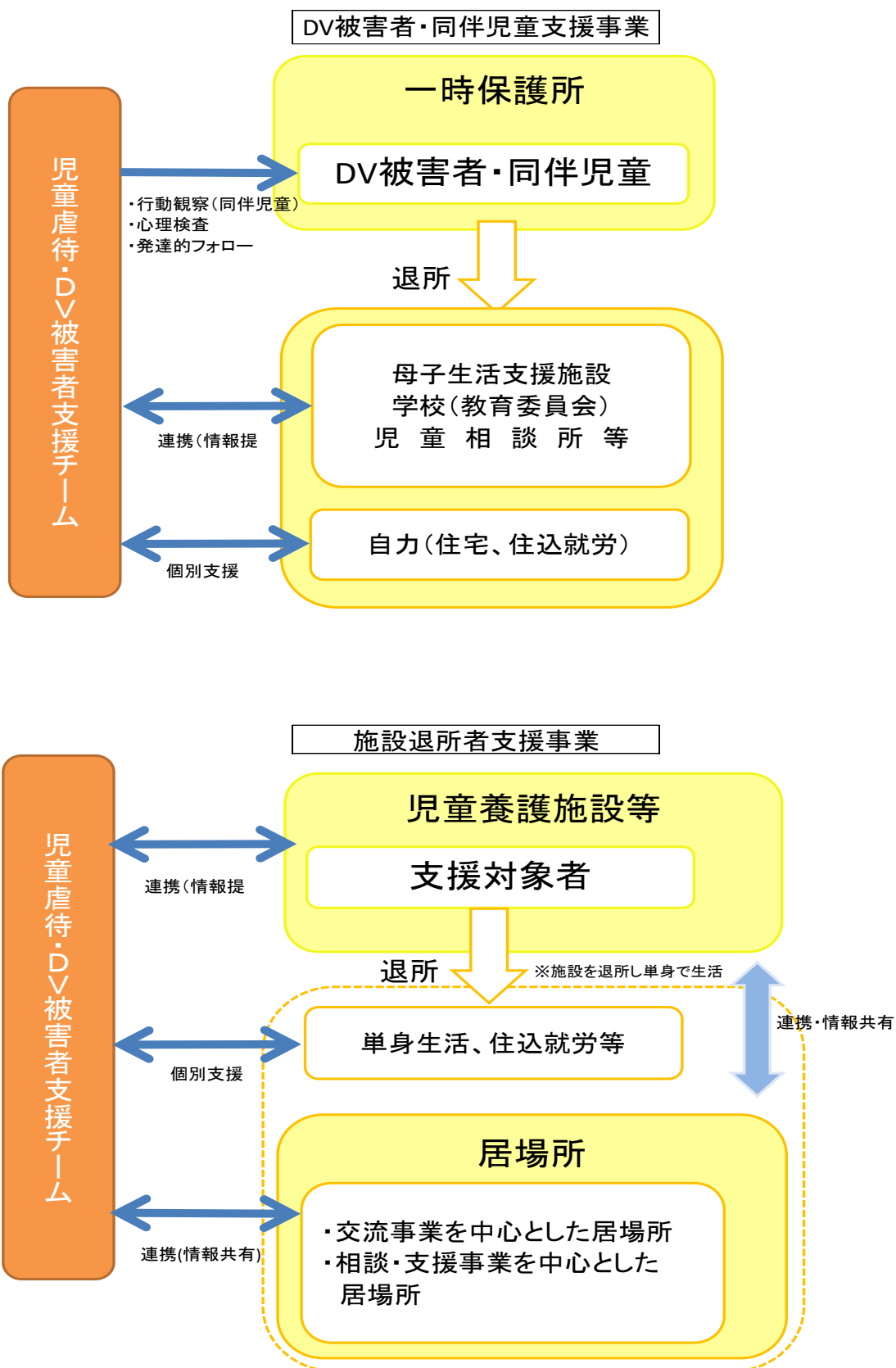
#### 里親研修

- ・基礎研修 第1回4月23日 第2回10月16日
- ・認定前研修 第1回5月28日、29日 第2回11月26日、27日
- ・更新研修 10月2日

#### 里親広報

- ・第3週火曜日に長岡京市役所にて里親相談会実施。(9月～3月)
- ・10月23日亀岡市民福祉のつどい、11月6日宇治福祉祭り、11月6日大山崎町福祉まつり展示、11月23日あすのkyoto 地域創世フェスタにて里親広報啓発ブースを設置。

支援フロー図 (寄り添い型家庭支援事業)



## 第8部 非行少年等立ち直り支援の業務

### 1 業務内容

非行等の問題を抱える少年に対し、学校や警察、家庭裁判所等幅広い関係機関と連携して、支援プログラムを作成、様々な体験活動等を通じた立ち直り支援及び地域の民間支援団体等と連携した居場所（ユース・コミュニティ）づくり

#### (1) 寄り添い型支援（関係機関から紹介を受けた少年への支援）

##### ア 対象とする少年

学校や警察、児童相談所等の関係機関から紹介を受けた、概ね中学生から成人に至るまでの少年及びその保護者

##### イ 支援内容

支援コーディネーターを中心に、非行の要因を検証するためのケース会議を関係機関と連携して開催、少年一人ひとりに適した支援プログラムを作成し、体験活動等を通じて立ち直りを支援

##### ウ 支援プログラム

- (ア) 基本プログラム：支援コーディネーターによる継続的な面談、見守り
- (イ) 体験活動プログラム：介護・保育、ボランティア、農作業、スポーツ、座禅体験 等
- (ウ) 就学支援プログラム：学習支援、登校・進学、編入資格、高卒資格取得支援 等
- (エ) 就労支援プログラム：職業基礎能力の習得、就労体験、就職相談 等
- (オ) 家庭支援プログラム：保護者面談、カウンセリング、地域活動参加 等

#### (2) 家庭裁判所係属中少年への支援

##### ア 対象とする少年

家庭裁判所に送致され係属中で、非行が比較的軽微又は試験観察中の少年

##### イ 支援内容

社会貢献活動や地域住民との対話等を通じて自己を振り返り、地域社会の一員としての自覚を認識させることにより再非行防止を図る

##### ウ 支援プログラム（立ち直り支援地域力活用プログラム）※プログラムはすべて非公開で実施

- (ア) 非行が比較的軽微な少年（社会貢献活動への参加）  
地域のNPOやボランティア団体が実施する清掃活動等に参加
- (イ) 試験観察中の少年（地域住民との対話等）  
社会貢献活動に加え、地域団体の代表者等との対話等を実施（対象少年の状況に応じ、家庭裁判所との個別調整により支援内容を決定）

### (3) 少年非行防止のための「ユース・コミュニティ」づくり応援事業 (平成26年度～)

#### ア 対象とする少年

家庭や学校に居場所がなく、非行等の課題を抱える、概ね中学生から成人に至るまでの少年

#### イ 支援内容

対象少年たちの居場所を設置し、支援プログラムにより、自分の居場所や役割、存在価値を見いだすことにより非行・再非行の防止を図る

※地域で活動する民間団体に委託し、次のとおり府内3箇所を設置（平成28年度～）

乙訓少年支援の会「ひまわり」（京都市・乙訓地域）

京都南部少年少女自立支援の会「青空」（山城地域）

あやべ少年・少女自立支援の会「くわのみ」（丹後・中丹・南丹地域）

#### ウ 支援プログラム

少年の悩み相談や学習支援、体験活動等

## 2 業務実績

### (1) 支援人数

(人)

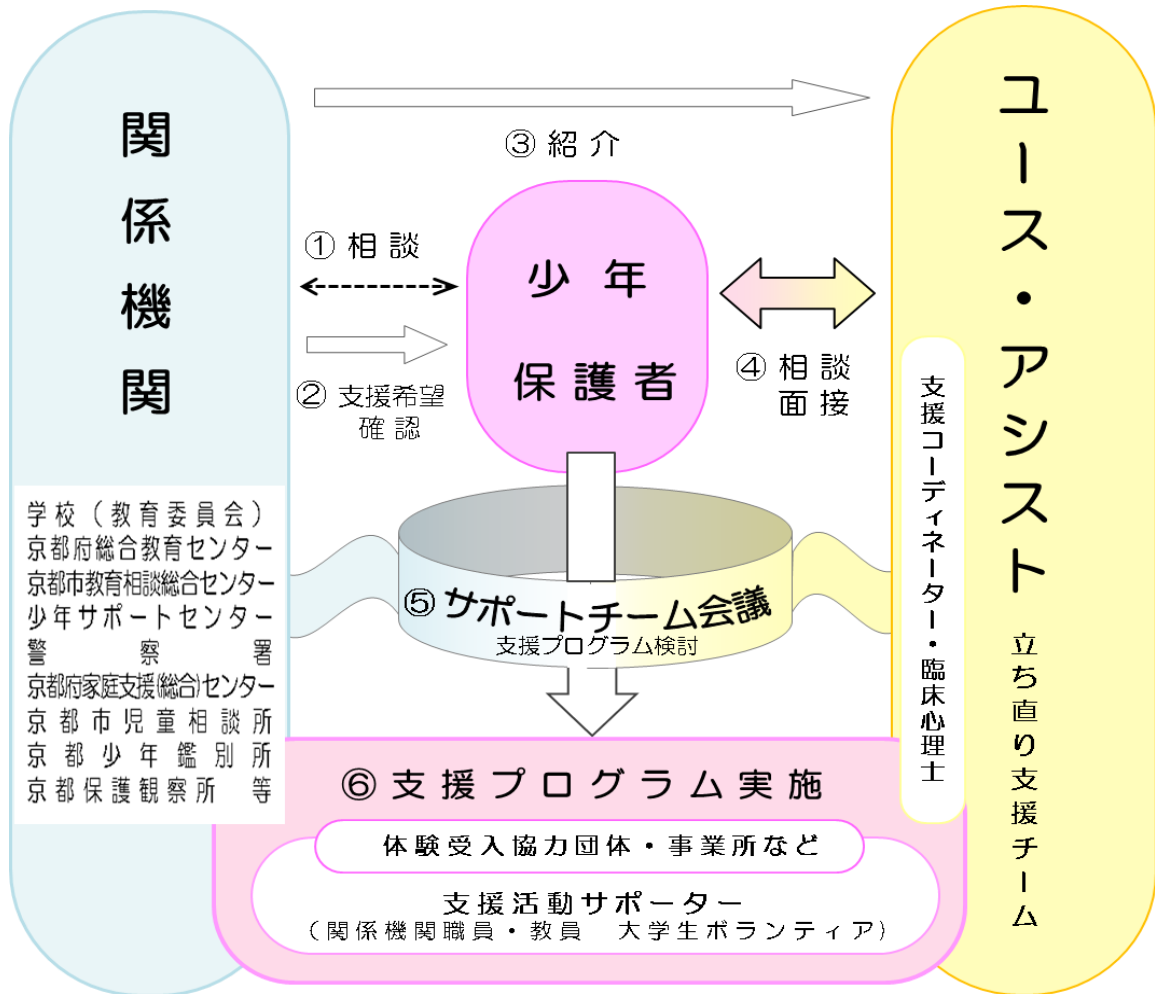
年度	24	25	26	27	28
寄り添い型支援	35	57	71	69	73
家庭裁判所係属中 少年への支援	125	124	103	68	40
計	160	181	174	137	113
ユース・コミュニティ (延べ参加人数)			991※	1,285※	1,639

※平成26年度、27年度はモデル事業のため2箇所で開催

### (2) 関係機関との連携

関係機関が一体となったネットワーク体制を構築し、より効果的な立ち直り支援を行うため「非行少年等立ち直り支援ネットワーク推進会議」を設置し、情報共有や意見交換を実施（平成28年度開催状況：1回開催 10/13）

## 支援フロー（寄り添い型支援）



## 「ユース・コミュニティ」利用の流れ

